

監査を担当する主たる担当部局の名称

機関名	担当部局名
内閣官房	内閣総務官室
行政改革推進本部	行政改革推進調整担当
内閣法制局	長官総務室
人事院	総務課広報情報室
内閣府	大臣官房総務課
宮内庁	長官官房秘書課調査企画室
公正取引委員会	官房総務課
国家公安委員会	警察庁長官官房国家公安委員会会務官
警察庁	長官官房総務課情報公開・個人情報保護室
金融庁	総務企画局 政策課 情報公開・個人情報保護室
総務省	大臣官房政策評価広報課
公害等調整委員会	公害等調整委員会事務局総務課
消防庁	消防庁総務課
法務省	法務省大臣官房秘書課個人情報保護係
公安審査委員会	公安審査委員会事務局
公安調査庁	公安調査庁総務部総務課審理室
検察庁	最高検察庁監察室
外務省	大臣官房総務課
財務省	大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室
国税庁	国税庁長官官房監督評価官室
文部科学省	大臣官房総務課情報公開・個人情報保護室
文化庁	文化庁長官官房政策課
厚生労働省	大臣官房総務課情報公開文書室
中央労働委員会	中央労働委員会事務局総務課
社会保険庁	総務部サービス推進課社会保険指導室
農林水産省	農林水産省大臣官房情報課
林野庁	林政部林政課(主担当:農林水産省大臣官房情報課)
水産庁	水産庁漁政課(主担当:農林水産省大臣官房情報課)
経済産業省	経済産業省大臣官房監察室(大臣官房情報システム厚生課個人情報保護室員が併任)
資源エネルギー庁	経済産業省大臣官房監察室(大臣官房情報システム厚生課個人情報保護室員が併任)
特許庁	総務部秘書課情報公開推進室
中小企業庁	経済産業省大臣官房監察室(大臣官房情報システム厚生課個人情報保護室員が併任)
国土交通省	総合政策局情報管理部
船員労働委員会	船員労働委員会事務局
気象庁	総務部
海上保安庁	海上保安庁監察官事務室
海難審判庁	高等海難審判庁総務課
環境省	大臣官房総務課情報公開閲覧室
防衛省	監査責任者は、所属する機関(部隊)における保有個人情報の管理に係る事務を統括管理等する機関保護管理者単位で指定することとしている。
会計検査院	事務総長官房総務課及び事務総長官房上席情報処理調査官

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	被収容者身分帳簿【19ファイル836回】	マニュアル処理	刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
	被収容者身分帳簿【4ファイル28回】	マニュアル処理	刑事訴訟法第279条	裁判所	無		○
	被収容者身分帳簿【1回】	マニュアル処理	刑事訴訟法第507条	裁判所	無		○
	被収容者身分帳簿【12ファイル30回】	マニュアル処理	民事訴訟法第186条	裁判所	無		○
	被収容者身分帳簿【1回】	マニュアル処理	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第24条第3項、4項	裁判所	無		○
	被収容者身分帳簿【1回】	マニュアル処理	家事審判規則第8条及び第9条	裁判所	無		○
	被収容者身分帳簿【28ファイル217回】	マニュアル処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	被収容者身分帳簿【6ファイル287回】	マニュアル処理	出入国管理及び難民認定法第59条の2、第62条第2項	入国管理局	無		○
	被収容者身分帳簿【3ファイル6回】	マニュアル処理	国税徴収法第141条	国税局	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	被収容者身分帳簿【17回】	マニュアル処理	関税法第105条の2	税関官署	無		○
	被収容者身分帳簿【2ファイル2回】	マニュアル処理	生活保護法第29条	福祉関係機関	無		○
	被収容者身分帳簿【2ファイル7回】	マニュアル処理	地方税法第20条の11	税務署・市町村	無		○
	被収容者身分帳簿【9ファイル331回】	マニュアル処理	精神保健および精神障害者福祉に関する法律第26条	都道府県・市町村	無		○
	被収容者身分帳簿【3ファイル8回】	マニュアル処理	国民健康保険法第113条の2第1項	市町村	無		○
	被収容者身分帳簿【1回】	マニュアル処理	児童扶養手当法第30条	市町村	無		○
	被収容者身分帳簿【3回】	マニュアル処理	犯罪者予防更生法第57条第1項, 2項	保護観察所	無		○
	被収容者身分帳簿【1回】	マニュアル処理	賃金の支払の確保等に関する法律第12条	労働基準監督署	無		○
	被収容者身分帳簿【1回】	マニュアル処理	年金記録確認第三者委員会令第7条	年金記録確認地方第三者委員会	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	被收容者出所簿【1回】	マニュアル処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	診療録【6回】	マニュアル処理	刑事訴訟法第279条	裁判所	無		○
	診療録【92回】	マニュアル処理	刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
	診療録【186回】	マニュアル処理	民事訴訟法第186条	裁判所	無		○
	診療録【1回】	マニュアル処理	刑事訴訟法第99条第2項	裁判所	無		○
	診療録【8ファイル83回】	マニュアル処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	診療録【7ファイル72回】	マニュアル処理	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条	都道府県	無		○
	診療録【1回】	マニュアル処理	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第15条第1項	都道府県	無		○
	領置金基帳【3ファイル40回】	マニュアル処理	刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	領置金基帳【1回】	マニュアル処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	領置品基帳【1回】	マニュアル処理	刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
	領置品基帳【2ファイル3回】	マニュアル処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	作業報奨金計算高基帳【26回】	マニュアル処理	刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
	作業報奨金計算高基帳【1回】	マニュアル処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	少年簿【32回】	マニュアル処理	生活保護法第29条	市町村	無		○
	少年簿【2ファイル17回】	マニュアル処理	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条	市町村・都道府県	無		○
	日本人出帰国記録マスタファイル	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
非訴訟事件手続法第163条第3項, 民事訴訟法第189条第3項, 刑事訴訟法第507条			検察庁	無		○	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	日本人出帰国記録マスタファイル	電算処理	民事訴訟法第186条, 民事執行法第18条第1項, 家事審判規則第8条, 刑事訴訟法第507条	裁判所	無		○
			少年院法第13条第2項	少年院	無		○
			犯罪者予防更正法第57条第1項, 執行猶予者保護観察法第13条第1項	中央更生保護審査会, 地方更生保護委員会, 保護観察所	無		○
			関税法第105条の2	税関	無		○
			所得税法第235条第2項, 法人税法第156条の2	国税庁, 税務署	無		○
			相続税法第60条の2, 消費税法第63条, 証券取引法第210条第2項	国税局	無		○
			証券取引法第210条第2項	証券取引等監視委員会	無		○
			地方税法第20条の11	県税事務所, 市区町村	無		○
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5	県税事務所, 市区町村	無		○			

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	日本人出帰国記録マスタファイル	電算処理	道路交通法第51条の5第2項	公安委員会	無		○
			少年法第16条第2項	家庭裁判所	無		○
			厚生年金保険法第100条の2第2項	社会保険庁	無		○
			年金記録確認第三者委員会令第7条	年金記録確認第三者委員会	無		○
	外国人出入国記録マスタファイル	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
			非訴訟事件手続法第163条第3項, 民事訴訟法第189条第3項, 刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
			民事訴訟法第186条, 民事執行法第18条第1項, 家事審判規則第8条, 刑事訴訟法第507条	裁判所	無		○
			少年院法第13条第2項	少年院	無		○
犯罪者予防更正法第57条第1項, 執行猶予者保護観察法第13条第1項			中央更生保護審査会, 地方更生保護委員会, 保護観察所	無		○	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	外国人出入国記録マスタファイル	電算処理	関税法第105条の2	税関	無		○
			所得税法第235条第2項, 法人税法第156条の2	国税庁, 税務署	無		○
			相続税法第60条の2, 消費税法第63条, 証券取引法第210条第2項	国税局	無		○
			証券取引法第210条第2項	証券取引等監視委員会	無		○
			地方税法第20条の11	県税事務所, 市区町村	無		○
			廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5	県税事務所, 市区町村	無		○
			道路交通法第51条の5第2項	公安委員会	無		○
			少年法第16条第2項	家庭裁判所	無		○
			厚生年金保険法第100条の2第2項	社会保険庁	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	外国人出入国記録マスタファイル	電算処理	年金記録確認第三者委員会令第7条	年金記録確認第三者委員会	無		○
	外国人登録マスタファイル	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
			非訴訟事件手続法第163条第3項, 民事訴訟法第189条第3項, 刑事訴訟法第507条	検察庁	無		○
			民事訴訟法第186条, 民事執行法第18条第1項, 家事審判規則第8条, 刑事訴訟法第507条	裁判所	無		○
			少年院法第13条第2項	少年院	無		○
			犯罪者予防更正法第57条第1項, 執行猶予者保護観察法第13条第1項	中央更生保護審査会, 地方更生保護委員会, 保護観察所	無		○
			関税法第105条の2	税関	無		○
			所得税法第235条第2項, 法人税法第156条の2	国税庁, 税務署	無		○
			相続税法第60条の2, 消費税法第63条, 証券取引法第210条第2項	国税局	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
法務省	外国人登録マスタファイル	電算処理	証券取引法第210条第2項	証券取引等監視委員会	無		○
			地方税法第20条の11	県税事務所, 市区町村	無		○
			廃棄物の処理及び清掃に関する法律第23条の5	県税事務所, 市区町村	無		○
			道路交通法第51条の5第2項	公安委員会	無		○
			少年法第16条第2項	家庭裁判所	無		○
			厚生年金保険法第100条の2第2項	社会保険庁	無		○
			年金記録確認第三者委員会令第7条	年金記録確認第三者委員会	無		○
外務省	在留届ファイル	電算処理	民事訴訟法第186条、民事訴訟規則第31条第2項	簡易裁判所	無		○
	在留届ファイル	電算処理	民事執行法第20条、民事訴訟法第186条	地方裁判所	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
外務省	在留届ファイル	電算処理	関税法第105条の2	税関	無		○
	在留届ファイル	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○
	旅券管理マスタファイル	電算処理	国税犯則取締法第1条第2項、所得税法第235条第2項及び消費税法第63条	国税庁、各国税局及び各税務署	無		○
	旅券管理マスタファイル	電算処理	関税法第105条の2及び消費税法第63条	各税関	無		○
国税庁	個人課税台帳【524ファイル】	マニュアル処理	会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則第2条1項	会計検査院	有	○	
	青色決算書・収支内訳書【524ファイル】	マニュアル処理	会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則第2条1項	会計検査院	無	○	
	相続税決議書(一般)【364ファイル】	マニュアル処理	会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則第2条1項	会計検査院	有	○	
	相続税決議書(納税猶予)【70ファイル】	マニュアル処理	会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則第2条1項	会計検査院	有	○	
	支払決議書【524ファイル】	マニュアル処理	会計検査院法第24条第1項及び計算証明規則第2条1項	会計検査院	有	○	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
厚生労働省	旧陸海軍等人事関係資料	電算処理	家事審判規則第8条、弁護士法第23条の2第2項	家庭裁判所、弁護士会	無		○
社会保険庁	健保厚年現存被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第1項	ドイツ保険者	有	○	
	健保厚年喪失被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第2項	ドイツ保険者	有	○	
	健保厚年任継第四種被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第3項	ドイツ保険者	有	○	
	船保厚年被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第4項	ドイツ保険者	有	○	
	国年被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第5項	ドイツ保険者	有	○	
	健保給付ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第6項	ドイツ保険者	有	○	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
社会保険庁	年金受給権者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第7項	ドイツ保険者	有	○	
	基礎年金番号管理ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律第75条第8項	ドイツ保険者	有	○	
	健保厚年現存被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律第17条第1項	イギリス連絡機関	有	○	
	健保厚年任継第四種被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律第17条第2項	イギリス連絡機関	有	○	
	船保厚年被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律第17条第3項	イギリス連絡機関	有	○	
	国年被保険者ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律第17条第4項	イギリス連絡機関	有	○	
	健保給付ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律第17条第5項	イギリス連絡機関	有	○	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
社会保険庁	基礎年金番号管理ファイル	電算処理	社会保障に関する日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法の特例等に関する法律第17条第6項	イギリス連絡機関	有	○	
特許庁	産業財産権登録ファイル	電算処理	国税徴収法第141条	税務署	無		○
			地方税法第20条の11	市町村、県税事務所	無		○
			地方税法第72条の68第6項	県税事務所	無		○
			地方税法第331条第6項	市町村	無		○
			労働保険の保険料の徴収等に関する法律第26条第3項	労働局	無		○
国土交通省	一級建築士登録マスターファイル	電算処理	弁護士法第23条の2第2項	弁護士会	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

①法令に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	利用・提供の根拠となる法令名及び該当条項	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
						全部	一部
国土交通省	自動車損害賠償保障事業システムファイル	電算処理	民事訴訟法第186条、生活保護法第29条に基づく調査囑託	地方裁判所、福祉事務所	無		○
	不動産鑑定士・不動産鑑定士補名簿	電算処理	法人税法第156条の2・弁護士法第23条の2第2項	税務署・弁護士会	無		○
	海技士免許原簿ファイル	電算処理	海難審判法第32条第1項第4号、関税法第105条の2	海難審判庁、税関	無		○
	小型船舶操縦士免許原簿ファイル	電算処理	海難審判法第32条第1項第4号、関税法第105条の2	海難審判庁、税関	無		○
	締約国資格受有者承認原簿ファイル	電算処理	海難審判法第32条第1項第4号、関税法第105条の2	海難審判庁、税関	無		○
	船員原簿ファイル	電算処理	関税法第105条の2	税関	無	○	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定 (法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
宮内庁	通行証ファイル	電算処理	3号	皇居内・赤坂御用地内に入門可能な商工業者、公共団体等の職員であることを周知させるため	皇宮警察本部	有	○	
	平成19年園遊会(春)招待者名簿	マニュアル処理	1号	報道機関への取材の便宜のため	報道機関	有	○	
			3号	皇宮警察本部において、入門者を把握し、入門を円滑に行うため	皇宮警察本部	有	○	
	平成19年園遊会(秋)招待者名簿	マニュアル処理	1号	報道機関への取材の便宜のため	報道機関	有	○	
			3号	皇宮警察本部において、入門者を把握し、入門を円滑に行うため	皇宮警察本部	有	○	
	平成19年春の勲章・褒章拝謁者名簿	マニュアル処理	3号	皇宮警察本部において、拝謁行事に伴う皇居内への入門者を把握し、入門を円滑に行うため	皇宮警察本部	有	○	
			4号	皇室の活動を広く紹介するため	報道機関	有	○	
	平成19年秋の勲章・褒章拝謁者名簿	マニュアル処理	3号	皇宮警察本部において、拝謁行事に伴う皇居内への入門者を把握し、入門を円滑に行うため	皇宮警察本部	有	○	
			4号	皇室の活動を広く紹介するため	報道機関	有	○	
	公正取引委員会	消費者モニター名簿	電算処理	1号	希望者に試買検査会等の開催案内を送付するため	公正取引協議会	有	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定(法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲(全部又は一部の別)	
							全部	一部
警察庁	運転免許管理ファイル	電算処理	2号	効果的な運転者教育に関する調査研究、運転免許等に関わる施策の効果評価等の実施のため	科学警察研究所	無		○
		電算処理	3号	恩赦の調査及び実施に関する事務のため	法務省	無		○
		電算処理	4号	事業用自動車による交通事故抑止対策として有効な施策に係る調査研究のため	自動車安全運転センター	無		○
総務省	総合無線局管理ファイル【3回】	電算処理	4号	無線局監理(定期検査事務)を円滑に実施するため	(社)全国船舶無線工事協会東海支部 (社)東海自動車無線協会 東海地方漁業無線連合会	有		○
法務省	旧司法試験第二次試験ファイル	電算処理	1号	本人の同意があるため	National Conference of Bar Examiners(NCBE)	無		○
	旧司法試験第二次試験ファイル	電算処理	4号	教育効果の検証及び教育改善のため	私立大学	無		○
	司法試験ファイル	電算処理	4号	教育の効果の検証及び教育改善のため	私立法科大学院	無		○
	被收容者個人データファイル【12回】	電算	3号	警察法第2条第1項の規定により警察の責務とされる犯罪の捜査に有効に活用されるものと認められるため	警察庁	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定 (法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
法務省	被收容者身分帳簿 【48ファイル11893回】	マニュアル処理	3号	・被害者等に対する受刑者の釈放に関する通知のため ・加害者処遇状況等の通知のため ・刑の執行終了等の場合における検察官に対する通報のため ・被收容者が死亡した場合における通報のため ・仮釈放等の通知	検察庁	無		○
	被收容者身分帳簿 【17ファイル90回】	マニュアル処理	3号	子供を対象とする暴力的性犯罪等に係る受刑者の釈放等に関する情報提供のため	警察	無		○
	被收容者身分帳簿 【2ファイル6回】	マニュアル処理	3号	・民事訴訟のため ・国の債権管理のため	裁判所	無		○
	被收容者身分帳簿 【2ファイル44回】	マニュアル処理	3号	・民事訴訟法上必要なため ・懲戒請求事案の調査のため	弁護士会	無		○
	被收容者身分帳簿 【46ファイル7367回】	マニュアル処理	3号	・国民健康保険事務処理のため ・刑の執行終了等の場合における通報のため	市区町村	無		○
	被收容者身分帳簿 【35ファイル321回】	マニュアル処理	3号	・生活保護受給中の者の在所確認のため ・児童扶養手当支給の要件確認のため	社会福祉事務所・市町村	無		○
	被收容者身分帳簿 【9ファイル294回】	マニュアル処理	3号	收容状況確認のため、人権救済事務処理のため	大使館・領事館	無		○
	被收容者身分帳簿 【16ファイル115回】	マニュアル処理	3号	・自動車損害賠償保障のため ・国の債権の管理上債務者確認のため	国土交通省	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定 (法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
法務省	被收容者身分帳簿【12ファイル83回】	マニュアル処理	3号	・收容者が保護者となっている児童について児童福祉施設利用に係る費用徴収額認定資料のため ・保護者の確認のため ・乳児委託のため	児童相談所	無		○
	被收容者身分帳簿【8ファイル169回】	マニュアル処理	3号	不服申立審査	人権擁護委員会	無		○
	被收容者身分帳簿【9ファイル35回】	マニュアル処理	3号	税徴収に係る所在確認のため	国税局, 都道府県, 市町村	無		○
	被收容者身分帳簿【1回】	マニュアル処理	3号	給与戻入金納入通知書の送付のため	教育委員会	無		○
	被收容者身分帳簿【2ファイル91回】	マニュアル処理	3号	・出所者に係る感染症の予防及び感染症患者に対する健康診断実施のため ・措置診察の要否の検討のため	保健所	無		○
	被收容者身分帳簿【1回】	マニュアル処理	3号	訴状等の送達のため	国民生活金融公庫	無		○
	被收容者身分帳簿【1回】	マニュアル処理	3号	市区町村情報公開審査会における不服申立人の意見陳述の機会を保障するため	市区町村	無		○
	被收容者身分帳簿【3ファイル36回】	マニュアル処理	3号	・保険給付に係る求償事務のため ・労働災害者補償に係る事務のため ・国の損害賠償請求権の行使のため ・雇用保険の失業給付金詐取に係る返還請求のため	労働局, 労働基準監督署	無		○
	被收容者身分帳簿【2ファイル45回】	マニュアル処理	3号	債権事務処理のため	公共職業安定所	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定 (法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
法務省	被收容者身分帳簿【1回】	マニュアル処理	3号	介護保険手続のため	市町村	無		○
	被收容者身分帳簿【1回】	マニュアル処理	3号	不服申立調査のため	総務省行政評価局	無		○
	被收容者身分帳簿【1回】	マニュアル処理	3号	被收容者に対する求償権行使のため	都道府県	無		○
	被收容者身分帳簿【2ファイル3回】	マニュアル処理	2号	民事訴訟法上の必要なため	地方法務局	無		○
	被收容者身分帳簿【3回】	マニュアル処理	3号	行政相談調査のため	総務省行政評価事務所	無		○
	被收容者身分帳簿【9回】	マニュアル処理	2号	強制退去手続き関係のため	入国管理局	無		○
	被收容者人名簿【6回】	マニュアル処理	3号	債権事務処理のため	国土交通省	無		○
	被收容者人名簿【2ファイル2回】	マニュアル処理	3号	在監者国籍調査のため	領事関係	無		○
	被收容者人名簿【4ファイル73回】	マニュアル処理	3号	・児童扶養手当, 児童手当事務処理のため ・国民健康保険事務手続のため	市町村	無		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定 (法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
法務省	被收容者人名簿【2ファイル8回】	マニュアル処理	3号	生活保護受給者所在確認のため	市町村・社会福祉事務所	無		○
	診療録【1回】	マニュアル処理	3号	被收容者から提出のあった「休業補償給付請求書」の内容証明のため	労働基準監督署	無		○
	診療録【2ファイル13回】	マニュアル処理	3号	外国人被收容者の健康状態を確認するため	各国領事	無		○
	診療録【3回】	マニュアル処理	3号	療育手帳等事務処理のため	市町村	無		○
	診療録【1回】	マニュアル処理	3号	生活保護事務手続のため	社会福祉事務所	無		○
	診療録【5ファイル72回】	マニュアル処理	4号	個人の病状照会(回答)のため	医療機関	無		○
	処遇調査原簿【1回】	マニュアル処理	3号	生活保護受給中の者の所在確認のため	社会福祉事務所	無		○
	少年簿【2ファイル8回】	マニュアル処理	3号	生活保護受給者所在確認のため	社会福祉事務所	無		○
	日本人出帰国記録マスターファイル	電算処理	3号	「旅券番号」の提供。旅券発給業務について、旅券の二重発給を防止するため	外務省	有		○
3号			適正な税の適用に必須であるため	国税庁	無		○	

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定 (法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
法務省	外国人出入国記録マスタファイル	電算処理	3号	適正な税の適用に必須であるため	国税庁	無		○
			3号	適正な生活保護の適用に必須であるため	社会福祉事務所	無		○
外務省	在日外国報道関係者ファイル【8回】	電算処理	2号	所掌事務の遂行に必要があると判断されたため	特定在外公館及び本省特定課室	無		○
	在日外国報道関係者ファイル	電算処理	3号	提供先機関の所掌業務の遂行に必要があると判断されたため	警視庁	無		○
	旅券発給原簿	マニュアル処理	3号	出入国管理のため	法務省入国管理局	有		○
	旅券管理マスタファイル	電算処理	3号	出入国管理のため	法務省入国管理局	有		○
	旅券管理マスタファイル	電算処理	3号	検疫管理のため	厚生労働省健康局	無		○
国税庁	源泉徴収義務者ファイル【524ファイル】	電算処理	3号	職種別民間給与実態調査の事業所別台帳を作成しており、当該作業に必要な基礎データの提供のため	人事院	有		○
厚生労働省	職業訓練受講指示システム	電算処理	3号	職業訓練受講指示に係る審査に必要なため	(独)雇用・能力開発機構、(独法)雇用・能力開発機構職業能力開発促進センター、県立技術専門学校、(財)介護労働安定センター	有		○
	外国人求職情報システム	電算処理	1号	求人企業への人材情報の提供のため	システム利用登録企業	有		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定 (法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
厚生労働省	求職公開登録者ファイル	電算処理	1号	求人企業への人材情報の提供のため	システム利用登録企業	有		○
	障害者雇用報告業務ファイル	電算処理	3号	障害者雇用納付金の徴収を実施する際、障害者雇用状況報告業務ファイルの情報が不可欠であるため	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構	有	○	
	雇用保険支給台帳【12回】	電算処理	3号	老齢厚生年金と雇用保険の基本手当との併給調整を行うため	社会保険庁	有		○
	高齢者雇用継続台帳【12回】	電算処理	3号	老齢厚生年金と雇用保険の高齢者雇用継続給付との併給調整を行うため	社会保険庁	有		○
	求職台帳【16回】	電算処理	4号	厚生労働省委託事業の実施のため	財団法人雇用情報センター	無		○
	高齢者雇用状況報告業務ファイル	電算処理	3号	雇用継続制度等の導入の際に必要な個別企業の労務管理見直しに係る専門的・技術的援助を適切にする際、「高齢者雇用推進者氏名」等を含む高齢者雇用状況報告の情報が不可欠であるため	独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構	有		○
	労働者災害補償保険年金受給権者ファイル	電算処理	4号	本人は提供先から援護金の贈与を受けることができ、本人の利益になることが明らかのため	(財)藤田建設労務援護会	有		○
	労働者災害補償保険年金受給権者ファイル	電算処理	3号	リハビリテーション施設及び被災労働者に係る納骨堂の設置及び運営の業務が、円滑かつ能率的に行われるようにするため	(独)労働者健康福祉機構	有		○
	労働者災害補償保険年金受給権者ファイル	電算処理	3号	特別弔慰金等の支給に係る業務が、円滑かつ能率的に行われるようにするため	(独)環境再生保全機構	有		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定 (法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
社会保険庁	健保厚年現存被保険者ファイル	電算処理	4号	議員加入期間と厚生年金被保険者期間の重複期間を確認するため	都道府県議会議員共済会・市議会議員共済会・町村議会議員共済会	有		○
			4号	生活習慣病予防健診における受給資格の確認のため	(財) 社会保険健康事業財団	有		○
	健康保険喪失被保険者ファイル	電算処理	4号	議員加入期間と厚生年金被保険者期間の重複期間を確認するため	都道府県議会議員共済会・市議会議員共済会・町村議会議員共済会	有		○
			4号	厚生年金基金が行う年金給付及び年金相談を円滑に行うため	企業年金連合会	有		○
			3号	貸付条件の審査等のため	独立行政法人福祉医療機構	有		○
	船保厚年被保険者ファイル	電算処理	4号	議員加入期間と厚生年金被保険者期間の重複期間を確認するため	都道府県議会議員共済会・市議会議員共済会・町村議会議員共済会	有		○
			3号	貸付条件の審査等のため	独立行政法人福祉医療機構	有		○
			4号	生活習慣病予防健診における受給資格の確認のため	(財) 船員保険会	有		○
	国年被保険者ファイル	電算処理	3号	貸付条件の審査等のため	独立行政法人福祉医療機構	有		○
			3号	国民年金と農業者年金の被保険者期間の整合性の確保のため	独立行政法人農業者年金基金	有		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定 (法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
社会保険庁	国年被保険者ファイル	電算処理	4号	国民年金基金の加入資格の確認のため	国民年金基金連合会	有		○
	健保給付ファイル	電算処理	3号	貸付条件の審査等のため	独立行政法人福祉医療機構	有		○
			3号	国民年金と農業者年金の被保険者期間の整合性の確保のため	独立行政法人農業者年金基金	有		○
			4号	国民年金基金の加入資格確認のため	国民年金基金連合会	有		○
	年金受給権者ファイル	電算処理	4号	厚生年金基金が行う年金給付及び年金相談を円滑に行うため	企業年金連合会	有		○
			3号	貸付条件の審査等のため	沖縄振興開発金融公庫	有		○
			3号	貸付条件の審査等のため	国民生活金融公庫	有		○
			3号	退職者医療制度対象者の適正な適用のため	厚生労働省保険局	有		○
			3号	貸付条件の審査等のため	独立行政法人福祉医療機構	有		○
	基礎年金番号管理ファイル	電算処理	4号	基礎年金番号の確認のため	国家公務員共済組合連合会	有		○

【個人情報ファイルの記録情報の利用目的以外の目的のための利用・提供の状況】

②法第8条第2項に基づく場合

行政機関名	個人情報ファイルの名称	電算処理・マニュアル処理の別	根拠規定 (法8条2項各号の別)	利用・提供理由	利用・提供先	経常的提供先としての記載の有無	利用・提供した記録項目の範囲 (全部又は一部の別)	
							全部	一部
社会保険庁	基礎年金番号管理ファイル	電算処理	4号	基礎年金番号の確認のため	地方公務員共済組合連合会	有		○
	基礎年金番号管理ファイル	電算処理	3号	基礎年金番号の確認のため	日本私立学校振興・共済事業団	有		○
			4号	基礎年金番号の確認のため	農林漁業団体職員共済組合	有		○
	雇用情報ファイル	電算処理	4号	失業保険及び高齢者雇用継続給付との併給調整のため	国家公務員共済組合連合会	有		○
			4号	失業保険及び高齢者雇用継続給付との併給調整のため	地方公務員共済組合連合会	有		○
			3号	失業保険及び高齢者雇用継続給付との併給調整のため	日本私立学校振興・共済事業団	有		○
			4号	失業保険及び高齢者雇用継続給付との併給調整のため	農林漁業団体職員共済組合	有		○
	介護保険情報ファイル	電算処理	4号	特別徴収対象者の確定のため	地方公務員共済組合連合会	有		○
農林水産省	集荷円滑化対策事業に係る生産者データ	電算処理	3号	事業対象者要件の確認のため	県協議会	有		○
国土交通省	船舶原簿	電算処理	3号	地方税法第389条第1項に基づく固定資産税の税額決定等のため	総務省自治税務局固定資産税課	有		○
海上保安庁	人身事故調査票ファイル	電算処理	4号	統計調査のため	(財)日本海洋レジャー安全・振興協会	有		○

【開示・訂正・利用停止請求の状況(開示・訂正・利用停止決定等の状況)】

①今年度に行った開示決定等のうち、延長手続を採らなかった事案に係るもので30日以内に決定されなかったもの

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に決定されなかった理由
法務省	外国人出入国記録マスタファイル	H19.10.22	H19.11.26	H19.12.21	25	補正中の案件であると誤認していたため
国税庁	個人事業の開廃業届出書に係る保有個人情報開示請求	H19.3.14	H19.4.13	H19.5.9	26	開示請求者から「来署して通知書を是非受け取りたい」旨の強い申し出があったことから、署においては決定期限の説明を十分に行った上で、開示請求者の意思を尊重し、やむなく通知を保留した。 その後、開示請求者が来署しなかったため、結果的に決定期限を徒過した。
厚生労働省	調査結果復命書	H19.7.26	H19.8.25	H19.10.9	45	所管業務が著しく繁忙であったこと、また、関係文書の点検に時間を要したため
	調査結果復命書	H19.8.6	H19.9.5	H19.10.9	34	所管業務が著しく繁忙であったこと、また、関係文書の点検に時間を要したため
	診療費内訳書	H19.8.13	H19.9.12	H19.10.1	19	所管業務が著しく繁忙であったこと、また、関係文書の点検に時間を要したため
	診療費内訳書	H19.8.13	H19.9.12	H19.10.1	19	所管業務が著しく繁忙であったこと、また、関係文書の点検に時間を要したため
	診療費内訳書	H19.8.13	H19.9.12	H19.10.1	19	所管業務が著しく繁忙であったこと、また、関係文書の点検に時間を要したため
	休業請求書	H19.8.13	H19.9.12	H19.10.1	19	所管業務が著しく繁忙であったこと、また、関係文書の点検に時間を要したため
	休業請求書	H19.8.13	H19.9.12	H19.10.1	19	所管業務が著しく繁忙であったこと、また、関係文書の点検に時間を要したため
	費用請求書	H19.8.13	H19.9.12	H19.10.1	19	所管業務が著しく繁忙であったこと、また、関係文書の点検に時間を要したため

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に決定されなかった理由
社会保険庁	診療報酬明細書等の開示請求	H19.6.21	H19.7.21	H19.7.25	4	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.10.12	H19.11.11	H19.11.21	10	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.10.26	H19.11.25	H19.12.5	10	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.12.4	H20.1.21	H20.2.21	30	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.12.26	H20.1.25	H20.2.18	24	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H20.2.7	H20.3.7	H20.3.15	8	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H20.2.7	H20.3.7	H20.3.15	8	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	審査請求等に関わる文書	H19.8.29	H19.10.3	H19.10.4	1	対象文書の特定に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.10.16	H19.11.15	H19.11.21	6	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.1.31	H19.3.2	H19.4.11	40	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.3.7	H19.4.6	H19.4.25	19	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.3.20	H19.4.19	H19.4.20	1	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に決定されなかった理由
社会保険庁	診療報酬明細書等の開示請求	H19.3.26	H19.4.25	H19.4.26	1	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.3.28	H19.4.27	H19.5.9	12	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.4.20	H19.5.20	H19.5.31	11	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.5.1	H19.5.31	H19.6.15	15	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.5.21	H19.6.20	H19.9.10	82	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.6.12	H19.7.12	H19.8.16	35	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.6.13	H19.7.13	H19.7.23	10	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.6.29	H19.7.29	H19.8.7	9	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.7.6	H19.8.5	H19.8.9	4	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.7.25	H19.8.24	H19.8.31	7	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.8.24	H19.9.23	H19.10.3	10	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.8.27	H19.9.26	H19.10.25	28	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に決定されなかった理由
社会保険庁	診療報酬明細書等の開示請求	H19.9.5	H19.10.5	H19.10.30	25	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.9.21	H19.10.21	H19.10.30	9	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.9.25	H19.10.25	H20.2.21	119	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.9.27	H19.10.27	H19.10.30	3	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.10.3	H19.11.2	H19.12.5	33	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.10.30	H19.11.29	H20.1.18	50	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.11.2	H19.12.2	H19.12.25	23	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.11.14	H19.12.14	H20.3.27	104	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.11.19	H19.12.19	H19.12.25	6	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.12.7	H20.1.6	H20.1.9	3	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.12.7	H20.1.6	H20.1.9	3	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.12.13	H20.1.12	H20.2.21	40	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に決定されなかった理由
社会保険庁	診療報酬明細書等の開示請求	H19.12.26	H20.1.25	H20.2.6	12	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H20.1.10	H20.2.9	H20.2.25	16	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H20.1.16	H20.2.15	H20.3.5	19	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H20.1.21	H20.2.20	H20.3.5	14	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H20.1.22	H20.2.21	H20.3.12	20	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.9.25	H19.10.25	H19.10.26	1	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.9.28	H19.10.29	H19.11.14	16	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H20.2.5	H20.3.6	H20.3.25	19	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.2.20	H19.3.22	H19.5.29	68	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.3.23	H19.4.22	H19.4.25	3	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.8.23	H19.9.22	H19.9.27	5	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H20.2.21	H20.3.20	H20.3.26	6	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に決定されなかった理由
社会保険庁	診療報酬明細書等の開示請求	H19.2.20	H19.3.22	H19.4.17	26	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.2.20	H19.3.22	H19.4.17	26	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.2.28	H19.3.30	H19.4.6	7	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.3.7	H19.4.5	H19.4.19	14	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.3.7	H19.4.5	H19.4.19	14	対象の診療報酬明細書等が、大量であり文書の特定に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.4.27	H19.5.26	H19.6.1	6	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.4.16	H19.5.16	H19.5.28	12	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.3.23	H19.4.23	H19.4.27	4	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.4.6	H19.5.7	H19.6.14	38	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.7.17	H19.8.16	H19.9.11	26	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H20.2.1	H20.3.2	H20.3.12	9	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	障害厚生年金支払記録	H19.8.7	H19.9.6	H19.9.11	5	年金の時効特別処理があり所管業務が著しく多忙でたつたため。また、決裁に予想以上に時間を要したため

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に決定されなかった理由
経済産業省	本人に係る保有個人情報の開示請求(特定・判読困難)	H18.12.25	H19.2.24	H19.11.21	270	開示請求手数料を納めていただけず、開示請求書の判読が不能であり、補正依頼にも応じられず、検討に時間を要したため
	本人に係る保有個人情報の開示請求(特定・判読困難)	H18.12.25	H19.2.24	H19.11.21	270	開示請求手数料を納めていただけず、開示請求書の判読が不能であり、補正依頼にも応じられず、検討に時間を要したため
	本人に係る保有個人情報の開示請求(特定・判読困難)	H18.12.25	H19.2.24	H19.11.21	270	開示請求手数料を納めていただけず、開示請求書の判読が不能であり、補正依頼にも応じられず、検討に時間を要したため
	本人に係る保有個人情報の開示請求(特定・判読困難)	H18.12.25	H19.2.24	H19.11.21	270	開示請求手数料を納めていただけず、開示請求書の判読が不能であり、補正依頼にも応じられず、検討に時間を要したため
特許庁	本人に係る保有個人情報の開示請求(特定・判読困難)	H20.1.11	H20.2.12	H20.3.26	46	補正依頼で指定した期間以上に、補正書の提出を待ったが、補正書の提出がなかったため
	本人に係る保有個人情報の開示請求(特定・判読困難)	H20.1.11	H20.2.12	H20.3.26	46	補正依頼で指定した期間以上に、補正書の提出を待ったが、補正書の提出がなかったため
	本人に係る保有個人情報の開示請求(特定・判読困難)	H20.1.11	H20.2.12	H20.3.26	46	補正依頼で指定した期間以上に、補正書の提出を待ったが、補正書の提出がなかったため
	本人に係る保有個人情報の開示請求(特定・判読困難)	H20.1.11	H20.2.12	H20.3.26	46	補正依頼で指定した期間以上に、補正書の提出を待ったが、補正書の提出がなかったため
	本人に係る保有個人情報の開示請求(特定・判読困難)	H20.1.24	H20.2.25	H20.3.26	33	補正依頼で指定した期間以上に、補正書の提出を待ったが、補正書の提出がなかったため

②今年度中に行った開示決定等のうち、延長手続を採った事案に係るもので延長した期限までに決定されなかったもの

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	期限までに決定されなかった理由
社会保険庁	診療報酬明細書等の開示請求	H19.1.26	H19.3.27	H19.4.17	21	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.11.2	H20.1.4	H20.1.15	11	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため

③今年度中に行った開示決定等のうち、期限の特例を適用して行った処分に係るもので期限までに決定されなかったもの

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	期限までに決定されなかった理由
社会保険庁	診療報酬明細書等の開示請求	H19.4.16	H19.8.15	H19.11.6	83	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.4.17	H19.8.15	H19.11.6	84	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.5.16	H19.9.20	H19.11.13	54	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.6.7	H19.10.10	H19.10.26	16	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.6.28	H19.9.25	H19.9.27	2	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.7.18	H19.10.15	H19.10.30	15	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.7.18	H19.10.15	H19.10.30	15	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.8.6	H19.10.15	H19.11.6	21	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため

機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	期限までに決定されなかった理由
社会保険庁	診療報酬明細書等の開示請求	H19.10.9	H20.1.20	H20.2.12	23	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.4.17	H19.8.15	H19.11.6	83	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため
	診療報酬明細書等の開示請求	H19.8.6	H19.10.30	H19.11.6	7	第三者(医療機関)に対する意見照会に時間を要したため

【開示請求の状況(処理の状況)】

④ 次年度に処理を持ち越した事案のうち延長手続を採っていない事案で30日を超過しているもの

機関名	件名	受付年月日	期限	超過日数	30日以内に決定されなかった理由	備考
社会保険庁	レセプトの開示請求	H20.2.15	H20.3.17	14	対象の診療報酬明細書等が、社会保険診療報酬支払基金から到着していなかったため	H20.4.28決定済
	遺族一時金却下決定判断の資料一式	H19.8.17	H19.9.18	195	年金の時効特別処理があり所管業務が著しく多忙であったため	H20.6.2決定済
国土交通省	行政文書の作成理由に関する開示請求	H18.9.27	H18.10.27	521	業務が多忙を極めていることに加え、対象となる行政文書の特定に時間を要しているため	

【開示・訂正・利用停止請求の状況(不服申立ての処理日数の状況)】

⑤ 今年度中に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの(開示請求関係)

機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内にできなかった特段の事情
警察庁	特定日に特定刑事施設における警察職員との接見記録簿等	H19.3.2	H19.7.30	135	審査請求人の主張する事項について、確認等の作業に時間を要したため
外務省	2006年、2月、伊・蘭・仏で、その当該国の移民や公務員に日本国内と同様に、無線により私の内心がかかった。「無線による安全保障」のため、外国政府に対し私の人身を引渡し、供与して、外国領域民に対して、強制的に徴用して行使した事実の立証をしよう一切の資料。	H19.1.26	H19.8.20	216	不服申立てに係る事案の処理が担当部門に著しく集中していたため
厚生労働省	雇用保険被保険者離職票及び失業認定申告書(伊集院職安)	H19.1.31	H19.10.29	271	所掌業務が繁忙を極めていたため
	娘の心理士との面談記録	H19.4.17	H19.10.31	197	審査請求された平成19年当時、担当部局が国会に法案提出をしており、その対応に追われ、担当者が多忙であったことから、事実確認に時間を要したため
	平成18年2月2日大山風力発電所施設工事における、4社に対する是正勧告書	H19.4.24	H20.2.4	286	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため
	災害調査復命書(18.8.22発生)	H19.3.7	H20.1.18	317	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったこと
	帰宅中に起こった事件について、どうして補償がおりたかという文書請求(調査復命書)	H19.4.27	H19.8.6	101	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため
	帰宅中に起こった事件について、どうして補償がおりたかという文書請求(調査復命書)	H19.4.27	H19.8.6	101	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため
	通勤災害に係る後遺障害の検査で、平成16年12月28日の医師の意見書	H19.4.27	H20.1.11	259	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため

機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内にできなかった特段の事情
厚生労働省	労災遺族補償及び葬祭料請求に関し不支給決定とした調査復命書、添付書類	H18.5.26	H19.7.4	404	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要したため
	17. 6. 20労災不支給決定実地調査復命書、事業所提出資料(半田労基署)	H18.7.10	H19.8.31	417	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要したため
	労災給付調査結果復命書	H18.2.23	H19.7.30	522	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要したため
	労災不支給決定に係る同僚からの聴き取り内容、専門医意見書及び調査復命書	H18.9.27	H20.3.27	547	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため
	18. 2. 28付労災不支給決定に係る調査復命書及び主治医、協力医意見書(都城労基署)	H18.9.1	H20.3.27	573	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要したため
	平12. 3～13. 3受診医師の意見書	H18.3.22	H20.3.27	736	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため
	労災保険不支給決定に係る局医意見書及び調査結果復命書	H17.10.7	H20.3.27	902	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要したため
	遺族補償一時金、特別支給金、特別一時金請求書及び添付書類並びに調査結果復命書及び資料	H18.3.1	H19.5.31	456	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため
	開示請求者が平成19年3月9日に申し出をしたA社に対する助言指導に関する文書	H19.6.11	H19.12.17	189	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため
あっせん概要記録等	H19.4.3	H19.11.19	230	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため	

機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内にできなかった特段の事情
厚生労働省	あっせん概要記録(17. 4. 27神奈川労働局)	H19.3.12	H19.11.12	245	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため
	平18. 5. 22広島労働局に申請した助言・指導処理票	H18.7.28	H19.11.19	479	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため
	A社に係る助言・指導処理票	H17.10.4	H19.11.19	776	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため
社会保険庁	障害年金診断書の開示決定に関する件(保有個人情報の特定)	H18.1.27	H19.4.26	454	関係機関との調整等、対応方法の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため
	脱退手当金受取記録原票の不開示決定(不存在)に関する件	H18.6.8	H19.5.23	349	関係機関との調整等、対応方法の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため
	「苦情・情報提供・相談処理票」等の一部開示決定に関する件	H18.7.28	H19.8.2	370	関係機関との調整等、対応方法の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため
	特定日の「苦情・情報提供・相談処理票」の一部開示決定に関する件	H18.12.13	H19.8.2	232	関係機関との調整等、対応方法の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため
経済産業省	特定日に特定番号で受け付けた本人に係る保有個人情報開示請求に対する不開示決定に関する件	H18.12.26	H19.12.11	308	異議申立書の判読が不能であり、補正依頼にも応じられず、検討に時間を要したため
	特定日に特定番号で受け付けた本人に係る保有個人情報開示請求に対する不開示決定に関する件	H18.12.26	H19.12.11	308	異議申立書の判読が不能であり、補正依頼にも応じられず、検討に時間を要したため
	特定日に特定番号で受け付けた本人に係る保有個人情報開示請求に対する不開示決定に関する件	H18.12.26	H19.12.11	308	異議申立書の判読が不能であり、補正依頼にも応じられず、検討に時間を要したため

⑥今年度中に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから審査会に諮問した日までに要した日数が90日超のもの(訂正請求関係)

機関名	件名	答申年月日	諮問した日	要した日数	90日以内にできなかった特段の事情
厚生労働省	診療録、看護記録	H18.3.17	H19.10.31	593	個人情報の開示請求があった事案については、平成13年からのカルテに関する内容であり、当時の事実関係を把握している関係者がほとんどいなかったことから書類を探し当てるのに時間がかかったこと、審査請求された平成18年当時、担当部局が国会に法案提出をしており、その対応に追われ、担当者が多忙であったこと、その後も国会へ提出すべき法案が新たに生じたことから、担当者が多忙であったこと、国立がんセンター及び本省担当課の担当者に異動が幾度か生じたことから、事実確認に時間を要したため
	療養補償給付実施調査復命書一式に係る訂正請求	H18.10.17	H19.11.15	394	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため

⑦調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てを受けてからの経過日数が90日超のもの(開示請求関係)

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
法務省	平成18年度に実施された新司法試験における申請人の労働法の答案及びその採点を示す文書	H18.12.5	482	本件は、先例がなく、不開示条項該当性の解釈について慎重な検討を加える必要があり、かつ、他の複数の情報公開案件(訴訟への対応、決定書作成)の処理と重なったため	
	平成19年新司法試験論文式試験選択科目の答案用紙、素点及び調整後の点数	H19.12.20	102	本件は、先例がなく、不開示条項該当性の解釈について慎重な検討を加える必要があり、かつ、他の複数の情報公開案件(訴訟への対応、決定書作成)の処理と重なったため	
国税庁	非課税貯蓄限度額ファイル等の開示請求	H19.11.12	140	調査等に時間を要した	平成20年5月に裁決済み
厚生労働省	申告内容及び経過処理	H18.3.9	753	対象文書の審査・検討に時間を要したこと、また、不服申し立て事案が集中した上に、所管業務が繁忙を極めていたため	
	申告内容及び経過処理(平15.7横浜職安)	H18.3.14	748	対象文書の審査・検討に時間を要したこと、また、不服申し立て事案が集中した上に、所管業務が繁忙を極めていたため	

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	雇用保険離職証明書(渋谷職業安定所平 14. 10. 31)	H18.2.9	781	対象文書の審査・検討に時間を要したこと、また、不服申し立て事案が集中した上に、所管業務が繁忙を極めていたため	
	平成15年6月2日及び6月5日に阿蘇公共職業 安定所保険係に相談した記録	H19.10.15	168	所管業務が著しく繁忙であったことに加え、対象文書の内容の 精査・検討に時間を要したため	
	自分に係わる審査請求に関して審査官が保管し ている退職届控えの写し及び審査官が保管してい る平成15年6月2日、5日に阿蘇公共職業安定所、5 月28日、30日、6月2日阿蘇労働基準監督署に相 談に行った際の相談内容の記録	H19.10.15	168	所管業務が著しく繁忙であったことに加え、対象文書の内容の 精査・検討に時間を要したため	
	ハローワーク平で保有している平成17年6月6 日から現在までの私に関する情報	H19.5.31	305	開示・不開示を判断する資料が大量であり、調査・検討に時間 を要したことに加え、所管業務が著しく繁忙であったため	
	ハローワーク平で保有している平成17年6月6日 から現在までの私に関する情報のうち質問回答票 に記載されていない文書	H19.5.31	305	開示・不開示を判断する資料が大量であり、調査・検討に時間 を要したことに加え、所管業務が著しく繁忙であったため	
	私が国に対して提起している訴訟にあたり、 福島労働局が保有している平成17年6月6日 から現在までの私に関する情報	H19.5.31	305	開示・不開示を判断する資料が大量であり、調査・検討に時間 を要したことに加え、所管業務が著しく繁忙であったため	
	平成14年9月24日に受理した、A社に係る申 告書理台帳	H18.6.20	650	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため	
	平18年5月22日頃、私が広島中央労働基準 監督書に申告した事案の監督復命書及び申 告処理台帳	H18.7.28	612	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため	
	平成18年10月5日に私が刈谷労働基準監督署 長へ申告した労働基準法第104条に基づく申告書 に係る監督復命書(是正勧告書及び是正報告書 等添付書類を含む。ただし、私が提出した文書は 除く。)	H19.3.7	390	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため	
A社に係る申告処理台帳	H19.6.11	294	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため		

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	平成19年3月9日私の労災事故に関する監督復命書(川口労働基準監督署)	H19.7.2	273	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため	
	H.19.4/12新宿労基署に私が申告した事案の申告処理台帳	H19.7.10	265	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため	
	平成14年度、解雇予告除外認定綴(私に関するもの)	H19.8.13	231	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため	
	平成11年8月31日の豊中市原田下水処理場の自分の事故について伊丹労働基準監督署の災害調査復命書もしくは監督復命書	H19.7.6	269	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため	
	弘前労働基準監督署が保有する平成18年度申告処理台帳に添付されている私のタイムカードの写し(平成15年6月11日から平成17年5月分まで)	H19.8.17	227	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため	
	私が平成18年2月1日に宮崎労働基準監督署に申告した件にかかり、申告処理過程において作成された私の賃金計算書一式	H19.9.27	186	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため	
	平成15年6月2日及び7月17日に阿蘇労働基準監督署に自分が相談した記録とその際に提出した要望書	H19.10.15	168	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため	
	私が平成19年6月に浜松労働基準監督署へA社の法違反を申告したことによって作成された、申告処理台帳及び添付書類、監督復命書、是正勧告書及び指導票	H19.12.17	105	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため	
	平成18年10月16日に私が被災した事故にかかわる災害時監督復命書	H19.12.21	101	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため	
	労働者死傷病報告	H18.11.21	496	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったこと	
災害調査復命書及び添付書類	H18.11.21	496	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったこと		

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	労働者死傷病報告	H18.2.23	767	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったこと	
	災害調査復命書及び関係書類	H18.2.22	768	慎重な検討が必要であったこと、また、不服申立事案が集中するとともに、所管業務が著しく繁忙であったこと	
	障害給付決定に係る調査結果復命書及び添付資料	H19.10.22	161	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため	
	平成16年10月14日から平成18年11月30日までの病院への移送費の請求について病院に依頼し回答のあった医師意見書	H19.9.3	210	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため	
	業務上外の調査復命書	H19.8.13	231	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため	
	労災認定に係る調査結果復命書及び添付資料	H19.7.23	252	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため	
	障害状態調査書及び添付資料	H19.6.25	280	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため	
	監督署において保管している労災認定申請及びこれに対する審査・決定に関する一切の文書	H19.6.25	280	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要しているため	
労災保険給付請求に係る不支給処分取消請求に関する国側が提出した書証(乙号証)の写し	H19.5.22	314	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため		

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	業務上外についての調査結果復命書及び調査資料	H19.5.22	314	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要しているため	
	審査官決定書の審査資料のうち、乙第1号証～第91号証、丙第1号証～第3号証	H19.5.22	314	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要しているため	
	不支給決定した調査復命書	H19.4.24	342	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要しているため	
	業務上・外の調査結果復命書	H19.4.11	355	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要しているため	
	不支給決定通知書に係る調査復命書及びその添付資料全部	H19.3.22	375	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため	
	不支給決定した労災調査結果復命書	H19.3.22	375	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要しているため	

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	労災不支給に係る審査決定書資料のうち乙1～38号証及び丙1～6号証	H18.12.19	468	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要しているため	
	17. 8. 10付労災(療養)不支給に係る調査復命書、調査票及び17. 3. 3付請求人申立書、賃金台帳、出勤簿、欠勤簿(名古屋北労基署)	H18.9.13	565	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要しているため	
	労災保険決定に係る調査復命書(青梅労基署収集の意見書、カルテ、聴取書、精神部会意見書等決定に係る資料)	H18.8.14	595	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要しているため	
	渋谷労基署での障害等級決定調査復命書及び添付書類(医師診察結果・意見書含む)	H18.7.24	616	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要しているため	
	渋谷労基署での労災給付調査に係る主治医意見書(平13年)及び診断書	H18.7.24	616	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため	
	平15. 12. 12刈谷労基署に請求した休業補償給付に関する調査結果復命書及び調査票	H18.7.14	626	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要しているため	

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	決定書(大基審17-126)記載の乙1～38号証、 丙1～7号証	H18.6.12	658	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要しているため	
	労災不支給決定に係る調査復命書	H18.6.5	665	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要しているため	
	障害等級決定に係る医師意見書及び調査復命書等	H18.4.17	714	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要しているため	
	労災給付不支給決定調査復命書及び関係資料(17. 6. 2千葉労基署)	H18.1.4	817	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため また、対象行政文書が大量であり、各頁ごとに記載されている各々の情報について開示・不開示に該当するかの検討に日数を要しているため	
国土交通省	請求人の土地に係る書類等の利用目的に関する情報の不開示決定	H18.2.20	769	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。	
	請求人の土地に関する書類の開示決定	H18.2.28	761	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。	

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
国土交通省	請求人に係る書類に関する不開示決定	H18.3.20	741	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整等に時間を要しているため。	
	河川事務所に係る工事等関係文書の不開示決定	H18.12.5	481	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要しているため。	
	請求人が指定した書類に関する不開示決定	H19.1.5	451	対象文書の内容精査に時間を要しているため。	
	建築指導に関する書類の不開示決定	H19.1.26	430	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要しているため。	
	建築指導に関する書類の不開示決定	H19.3.5	392	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要しているため。	
	請求人が申告した相談、苦情等に関する書類の不開示決定	H19.3.29	368	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要しているため。	
	請求人が申告した相談、苦情等に関する書類の不開示決定	H19.5.15	321	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要しているため。	
	土地契約に関する書類の不開示決定	H19.6.25	280	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要しているため。	
	土地契約に関する書類の不開示決定	H19.7.5	270	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要しているため。	

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
国土交通省	土地契約に関する書類の不開示決定	H19.7.5	270	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要しているため。	
	請求人が申告した相談、苦情等に関する書類の不開示決定	H19.8.7	237	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要しているため。	
	請求人が申告した相談、苦情等に関する書類の不開示決定	H19.8.7	237	業務が多忙を極めている事に加え、類似の事案について内容の異なる複数の不服申立等がなされており、内容について処分庁及び関係組織との調整や内容の調整等に時間を要しているため。	
環境省	特定日に特定番号で受け付けた本人に係る保有個人情報開示請求に対する不開示決定に関する件	H18.12.5	384	異議申立書の文面の判読及び対象文書の特定に時間を要したため	

⑧調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、不服申立てを受けてからの経過日数が90日超のもの(訂正請求関係)

機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
厚生労働省	労働保険審査会に提出した退職届控えの写しの阿蘇公共職業安定所に保存している退職届控え(又は写し)の開示	H19.12.20	102	所管業務が著しく繁忙であったことに加え、対象文書の内容の精査・検討に時間を要したため	
	労災認定に係る調査結果復命書及び添付資料の訂正請求の決定処分について	H19.12.20	102	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であるため	

⑨今年度に行った決定のうち、審査会の答申を受けた事案に係るものであって、答申を受けた日から裁決・決定までに要した日数が60日超のもの(開示請求関係)

機関名	件名	答申年月日	裁決・決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
法務省	特定日に特定番号で受け付けた本人に係る保有個人情報開示請求に対し、形式上の不備があることを理由に不開示とした決定に対して、「全て関連があり法務省に開示請求している件と同一または関連があり手数料を支払っている」旨の不服申立て	H19.6.20	H19.8.23	64	同時期に多数の答申が重複したため
	特定日に特定番号で受け付けた本人に係る保有個人情報開示請求に対し、形式上の不備があることを理由に不開示とした決定に対して、「全て関連があり法務省に開示請求している件と同一または関連があり手数料を支払っている」旨の不服申立て	H19.6.20	H19.8.23	64	同時期に多数の答申が重複したため
厚生労働省	申請人の西宮労基署に対する会社の労基法第15条違反の申告(H15・5・19付)に基づく申告処理台帳中、申請人宛の労働条件通知書(労基15条)	H18.10.19	H19.8.28	313	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため
	申告処理関係書類中労働時間集計表ほか企業提出書類	H19.11.15	H20.2.8	85	不服申立事案が集中したこと、また、所管業務が著しく繁忙であったため
	遺族補償一時金、特別支給金、特別一時金請求書及び添付書類並びに調査結果復命書及び資料	H19.11.15	H20.2.15	92	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため
	平17.4.18東京労災病院提出の意見書及び添付資料	H19.3.26	H20.2.15	326	不服申立てに係る事案の処理が集中している上に、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため

⑩調査日現在、審査会の答申を受けて裁決・決定の準備中の事案のうち、答申を受けてからの経過日数が60日超のもの(開示請求関係)

機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
国土交通省	請求人が申告した苦情等に関する情報の不開示決定	H19.9.13	200	業務が多忙を極めている事に加え、答申を踏まえた対応の検討に時間を要しているため	

【訴訟の状況】

① 訴訟の状況

<第1審>

1. 今年度中に提訴された事件

機関名	提訴年月日	裁判所	事件番号	行政庁
警察庁	H19.5.24	東京地裁	19(行ウ)327	警察庁
法務省	H19.4.26	さいたま地裁	19(行ウ)10	東京矯正管区長
	H19.6.4	大阪地裁	19(行ウ)104	法務大臣
	H19.10.3	福岡地裁	19(行ウ)28	福岡矯正管区長
厚生労働省	H19.2.20	大阪地裁	19(行ウ)28	兵庫労働局
	H19.9.21	大阪地裁	19(行ウ)169	兵庫労働局
国土交通省	H19.7.18	東京地裁	19(ワ)18320	参議院事務総長、 国土交通大臣

2. 今年度中に言渡された判決

機関名	裁判所	事件番号	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
警察庁	東京地裁	19(行ウ)327	警察庁	H19.8.29	<行政文書不開示(存否応答拒否)処分取消請求事件> 対象:請求者自身に関する捜査情報 争点:存否応答拒否の可否	請求棄却	控訴19(行コ)296
法務省	さいたま地裁	19(行ウ)10	東京矯正管区	H19.11.14	<保有個人情報不開示決定処分取消請求事件> 原告の氏名, 在監期間等の分かる書類について, 法第45条第1項により不開示とした処分の取消しを求めたもの	請求棄却	
	東京地裁	19(行ウ)113	東京矯正管区	H20.1.25	<保有個人情報不開示決定処分取消請求事件> 原告の診療録等の医療記録の書類について, 法第45条第1項により不開示とした処分の取消しを求めたもの	請求棄却	控訴20(行コ)83

機関名	裁判所	事件番号	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
法務省	大阪地裁	19(行ウ)104	法務大臣	H20.1.31	<保有個人情報不開示決定処分取消請求事件> 新司法試験における答案等について、法14条柱書きにより不開示とした処分の取消しを求めたもの	請求棄却	
厚生労働省	大阪地裁	19(行ウ)169	兵庫労働局	H20.2.29	<不開示決定取消請求> 対象:文書不存在による不開示決定の取り消し 争点:文書の不存在について	原告の請求棄却	

3. 今年度中に取り下げられた事件

機関名	裁判所	事件番号	行政庁	取下げ
厚生労働省	大阪地裁	19(行ウ)28	兵庫労働局	H19.6.4

<控訴審>

4. 今年度中に言渡された判決

機関名	裁判所	事件番号	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
警察庁	東京高裁	19(行コ)296	警察庁	H19.12.26	<行政文書不開示(存否応答拒否)処分取消請求事件> 対象:請求者自身に関する捜査情報 争点:存否応答拒否の可否	控訴棄却	上告 平成20年(行サ)第2号及び平成20年(行ノ)第1号

<上告審>

5. 今年度中に言渡された判決

機関名	裁判所	事件番号	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
社会保険庁	最高裁	19(行ツ)123	社会保険庁	H19.6.14	<不開示処分取消請求事件> 対象:請求人の厚生年金に関して社会保険庁の保有する全ての個人情報 争点:請求対象となった個人情報の特定の可否等	上告棄却	